令和４年 12 月 15 日

現場代理人及び技術者の取り扱いについて

建設業法施行令の一部を改正する政令が令和４年 11 月 18 日に公布され、令和５年１月１日以降、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）から 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）に引き上げられます。

これに伴い、現場代理人及び技術者の取り扱いを下記のとおり改正します。

記

１　改正の内容

※別添「現場代理人及び技術者の取り扱いについて」参照

（１）現場代理人及び主任技術者が兼務可能な工事について

改正前	改正後
兼務しようとする工事が、いずれも予定価格 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満であること	兼務しようとする工事が、いずれも予定価格 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満であること

（２）営業所における専任技術者について

改正前	改正後
営業所における専任の技術者は、営業所における専任義務があるため、予定価格 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満の工事については、現場代理人としての工事への従事を１件のみ認めるものとします。 営業所における専任の技術者は、予定価格 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事のほか、現場代理人の常駐及び主任技術者の専任を要する工事について、当該工事の現場代理人及び主任技術者等となれません。	営業所における専任の技術者は、営業所における専任義務があるため、予定価格 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の工事については、現場代理人としての工事への従事を１件のみ認めるものとします。 営業所における専任の技術者は、予定価格 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事のほか、現場代理人の常駐及び主任技術者の専任を要する工事について、当該工事の現場代理人及び主任技術者等となれません。

２　適用時期

令和４年 12 月 15 日以降に発注する工事から適用します。令和４年 12 月 14 日以前に発注した工事については、従前の取り扱いとします。

３　その他

（１）今回の改正は、加古川市上下水道局が発注する工事にも適用します。

（２）令和４年 12 月 14 日以前に発注（公告）した工事については、設計金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満であっても、公告等において現場代理人の常駐又は主任技術者等の専任の条件が付されている工事については、兼務の対象となりません。

【問い合わせ先】
加古川市　総務部　契約検査課　契約係
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
電話：079-427-9153（直通）
FAX　：079-427-2510